

全国障害児・者実態調査（仮称）に関するワーキンググループ（第4回）議事要旨

1. 日時：平成22年7月13日（火）18：00～20：00

2. 場所：経済産業省別館1042会議室

3. 出席者

(1) 構成員

茨木 尚子 明治学院大学教授

大山 弘三 横浜市健康福祉局障害福祉部障害企画課企画調整係長

尾上 浩二 特定非営利活動法人障害者インターナショナル日本会議事務局長

佐藤 久夫 日本社会事業大学教授

平野 方紹 日本社会事業大学准教授

六串 知己 東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課計画担当係長

(2) 事務局

鈴木 建一 大臣官房総務課企画官（障害保健福祉部併任）

高城 亮 社会・援護局障害保健福祉部企画課長補佐

工藤 一恵 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行支援専門官

4. 議事要旨

構成員から述べられた主な意見は以下の通り。

(1) 調査の基本骨格（案）（資料1）について

○1. 調査の目的の※2について、施設入所者、入院患者だけでなく、施設待機者調査など、その他にも検討課題があることが読めるように資料を修正すべき。また、総合福祉部会の構成員の意見を含め検討することを、明記すべき。

○2. 調査の方法について、記入に困難がある場合には、必要な対策を検討することとしてはどうか。

○実際の調査設計に当たっては、「在宅」の考え方について整理する必要がある。

(2) 調査の内容（資料2）について

①具体的な調査項目とその必要性について

○障害の継続期間については、手帳を持っている場合は、障害が固定してからとなるが、手帳を持っていない場合は、症状が発生してからではなく、生活に支障が出るようになってからの期間をとるのが良いのではないか。

○経済的な困難さをみるために、生活保護の受給の有無を調査内容に加えることが良いの

ではないか。その際、年金や手当等も含めた所得保障制度の利用状況の中で聴くのが回答しやすいのではないか。

○就労、就学の状況など日中の過ごし方については、基本属性として把握すべきではないか。

○住まいの状況、日中活動の状況、外出などの社会参加の状況、介助の状況といった生活実態を把握する必要があるのではないか。基本属性や生活実態を把握した上で、どのようなニーズがあるのかを聞いて分析するのが良いのではないか。

○調査票全体を何分くらいで書き込めるものとなっているのか検証が必要ではないか。

○盲ろうなどの重複障害を把握する必要があるのではないか。また、中途障害を把握するために、障害の発生年齢を把握することも考えられるのではないか。

②調査対象者の範囲について

○障害者権利条約第1条に関して、impairmentsを「障害」と訳している日本政府仮訳を引用するのではなく、「機能障害」と表記するのが良いのではないか。

○障害者権利条約を踏まえると、日常生活の困難だけをみるのではなく、社会生活に困難がある人も、調査の対象であることを明らかにするのが良いのではないか。

全国障害児・者実態調査（仮称）に関するワーキンググループ （第4回）

平成22年7月13日（火）

18:00～20:00

経済産業省別館1042会議室

議事次第

1. 開会
2. 議事
 - （1）調査の基本骨格案について
 - （2）調査の内容について
 - （3）その他
3. 閉会

全国在宅障害児・者実態調査（仮称）の基本骨格（案）について

1. 調査の目的

障害者自立支援法廃止後の制度の谷間を生まない「障害者総合福祉法」（仮称）の検討や施行準備の基礎資料とするため、在宅の障害児・者（これまでの法制度では支援の対象とならない者を含む。）の生活実態とニーズを把握する。

- ※1 施設入所者、入院患者等の在宅の障害児・者以外の者については、在宅者と同一の調査で行うことは難しいため、今回の実態調査の対象とはしない。
- ※2 施設入所者及び入院患者の調査の実施については、関係団体その他の関係者間で議論いただき、その結果を踏まえて検討する。
- ※3 今回の実態調査の名称については、今後検討。
- ※4 今回の実態調査については、障害福祉行政の企画・推進の基礎資料であり、今後も定期的実施することを想定。

2. 調査の方法

- ・調査員が調査地区内の世帯を訪問し、調査の趣旨等を説明の上、調査対象の有無を確認する。
- ・調査対象者がいる場合は、調査票を手渡し、記入及び郵送による返送を依頼する自計郵送方式。
- ・調査票は原則、調査対象者本人が記入する。

3. 調査の内容

（別途議論した上で記載）

4. スケジュール等

裏面参照

全国在宅障害児・者実態調査（仮称）の検討スケジュール（案）

時 期	全 体（総合福祉部会の動き）	ワーキンググループ	研究班
22年5月		調査対象、調査方法、調査項目等についての基本的な考え方について検討 （この間、数回にわたり議論）	ワーキンググループの検討結果をもとに、具体的な調査設計の骨格（案）を作成
22年夏	調査設計の骨格（案）を総合福祉部会に提示し、意見聴取	調査設計の骨格（案）をとりまとめ 総合福祉部会の意見を踏まえて、調査設計の骨格（案）を修正	ワーキンググループで示された方針を基に、試行調査の調査票案を作成
22年秋	調査票案を総合福祉部会に提示し、意見聴取 試行調査の集計結果の報告 調査対象、調査方法、調査票の案を総合福祉部会に提示し、意見聴取	調査票の案について当事者団体の意見聴取（書面及び必要に応じヒアリング） 意見聴取の結果を踏まえて、試行調査の調査票案をとりまとめ 総合福祉部会の意見を踏まえて、試行調査の調査票案を確定 試行調査の集計結果の報告 調査対象、調査方法、調査票の案をとりまとめ 総合福祉部会の意見を踏まえて、調査票等の内容を確定	試行調査の実施 試行調査の結果の集約 試行調査の結果を踏まえた調査対象、調査方法、調査票の案の作成

※ 比較的小規模の市町村の意見の聴取方法についても検討する。

調査の内容について（案）

1. 基本的な考え方

今回の調査については、新しい総合的な福祉制度の対象者が明らかでないことから、その調査対象となる範囲を幅広く設定することが適当である。また、このような調査の基本的な性格の下で、障害の状況に対応したサービス提供のあり方の検討に資する調査とするためには、障害の状況その他の調査対象者の基本的な属性と必要とされる支援内容との関連について分析が可能となるような調査項目の設定が必要である。

2. 具体的な調査項目とその必要性

(1) 回答者の基本的属性に関する調査項目

調査項目	具体的な調査内容	必要性
障害の状態	・障害の状態について一定程度分類した選択肢を示して選択	・障害の状態及びそれによる日常生活上の支障の程度について分析するために必要
障害の原因	・障害の原因について選択肢を示して名称を選択 (名称の例：脊椎損傷、統合失調症等)	・障害の状況を分類するために必要
障害の継続期間	・障害の継続期間を選択 (区分の例：6ヶ月以上1年未満、1年以上2年未満、2年以上5年未満、5年以上)	・障害の継続期間により、福祉サービスの利用状況や利用希望等に差があるのか検証するために必要
日常生活上の支障の発生頻度	・日常生活上の支障が発生する頻度を選択 (毎日、週〇回、等)	・日常生活の制限の程度を目安として確認が必要
年齢及び性別	・年齢（〇歳）及び男女の別	・調査対象者の年齢構成等について把握することが必要
同居者の状況	・同居者の本人との関係、年齢、就労の状況	・同居者の状況と福祉サービスの利用状況との関係等の検証を行うために必要
障害者手帳等の種類	・身体障害者手帳（障害の種類、等級別）、療育手帳（程度別）、精神障害者保健福祉手帳（程度別）、特定疾患医療受給者症、小児慢性特定疾患医療受診券の有無 ・障害程度区分又は要介護認定の状況	・障害のある者がどの程度、現行制度による支援の対象となっているか等について検証するために必要。

収入の状況	・ 1ヶ月当たりの収入内訳を記載（就労収入〇円（うち工賃〇円）、公的年金〇円、手当〇円等）	・ 収入の現状を把握するために必要
所得税等の課税の有無	・ 所得税・住民税の課税・非課税等の状況	・ 収入状況を補完する情報として必要
支出の状況	・ 1ヶ月当たりの支出内訳を記載（医療費〇円、福祉サービス利用者負担〇円（うち食費等実費負担〇円、サービス利用料〇円）、家賃〇円等）	・ 収入に対する支出状況を把握するために必要

(2) 現在利用しているサービスと今後利用を希望するサービス

障害福祉サービス等の利用状況	・ 居宅介護、生活介護その他の障害福祉サービスや介護保険サービス等の利用の有無及び利用量、補装具・日常生活用具の使用の有無等	・ どのようなサービスを利用しているのか現状を把握するために必要
障害福祉サービス等の希望	・ 利用を希望するサービスの内容及び量（居宅内の介護等の支援、外出時の支援、日中の介護、入院・入所等）	・ どのようなサービスにどの程度の利用希望があるのか把握するために必要

3. 調査対象者の範囲について

障害者権利条約第1条において「障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な障害を有するものであって、様々な障壁との相互作用により他のものと平等に社会に完全かつ効果的に参加することを妨げられることのあることのあるものを含む。」とされていることを踏まえ、今回の調査の対象者については、以下のとおりとする。

障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の交付を受けている者又は交付を受けていないものの、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な障害によって、以下のような日常生活が制限される状態に概ね6ヶ月以上該当する者若しくは該当することが見込まれる者（明らかな改善状況にあるものを除く。）

<例>

- ①眼鏡等の機器を使用しても、見ることに困難（difficulty）を伴う
- ②補聴器等の機器を使用しても、聞くことに困難を伴う
- ③歩行や階段の上り下りに困難を伴う
- ④思い出すことや集中することに困難を伴う
- ⑤入浴、衣服の着脱のような自身で行う身の回りのことに困難を伴う
- ⑥話し言葉を使用して、意思の疎通（例えば、理解したり、理解してもらうこと）を行うことに困難を伴う

- ⑦もの（2 キロ程度）の持ち上げや小さなものをつまんだり、容器の開閉をすることに困難を伴う
- ⑧疲れやすさや痛みがある
- ⑨金銭管理や日常の意思決定に困難を伴う
- ⑩幻覚・妄想、そう・うつ、けいれん、薬物などの中毒その他の精神の障害がある
- ⑪対人関係やコミュニケーションの困難さ、パターン化した興味や活動、読み書き能力や計算力などに特化された困難さ、不注意、多動・衝動的な行動のいずれかがある
- ⑫児童の場合は、発達状況などからみて特別の支援や配慮をしている

【参考】

上記の例示は、ワシントングループが障害統計に関し国勢調査用等に作成した質問内容（six question set）等を参考に例示した。なお、ワシントングループは、「国連障害測定に関する国際セミナー（2001年6月）」において障害データが国際比較できるように統計的・手法的作業が国際レベルで必要とされたことから、非公式・一時的に組織された市民の集まり（CITYGROUP）であり、会合はこれまでに9回行われその概要が国連統計委員会に報告されている。

障害者総合福祉法（仮称）の検討に関連する調査について

1. 基本的な考え方

- 今回の全国在宅障害児・者実態調査（仮称）は、全国から無作為に抽出された調査地区に居住する全世帯員を対象とする調査において把握される在宅の障害児・者（これまでの法制度では支援の対象とならない者を含む。）を客体として行うものとする。
- 今回の実態調査において対象とならない施設入所者及び入院患者の調査の実施については、関係団体その他の関係者間で調査内容や実施方法等について議論いただき、その結果を踏まえて検討する。

2. これまでに指摘のあった事項についての考え方

①「制度の狭間・谷間」にある者

調査対象者の範囲及び調査内容等について検討した上で、今回の実態調査により調査する。

②発達障害・高次脳機能障害のある者

今回の実態調査の対象に含まれるが、障害があることについて確定診断を受けていない、又はこれらの障害があると本人や家族が認識していない場合が少なからず存在すると見込まれることに留意が必要である。

③難病患者・慢性疾患患者

今回の実態調査の対象に含まれるが、難病患者・慢性疾患患者に着目した有意な分析を行うに足るサンプル数を得ることができかどうかという課題があることから、別途、障害者総合福祉推進事業において調査を公募し、選定中である。

④施設入所待機者

今回の実態調査の対象に含まれる。

⑤地域移行者（退所・退院者）

施設退所者の数や利用している日中活動サービスの内容等について、入所者の地域生活への移行状況調査（直近でH21に実施、厚生労働省）を行っている。また、今回の実態調査の対象にも含まれる

⑥施設入所者・入院患者

関係団体その他の関係者間で調査内容や実施方法等について議論いただき、その結果を踏まえて検討する。

⑦NICU等長期入院の重症児

NICU等に長期入院する重症児の状況について、長期入院児の約8割が超重症児（重症児スコア25以上）であり、約半数が退院の見通しが無いという厚生労働科学研究による調査結果がある。

※刑務所等入所者、ホームレス、ひきこもりにある者については、それぞれの分野において先行調査の結果があり、また各分野の施策が推進されることが重要である。